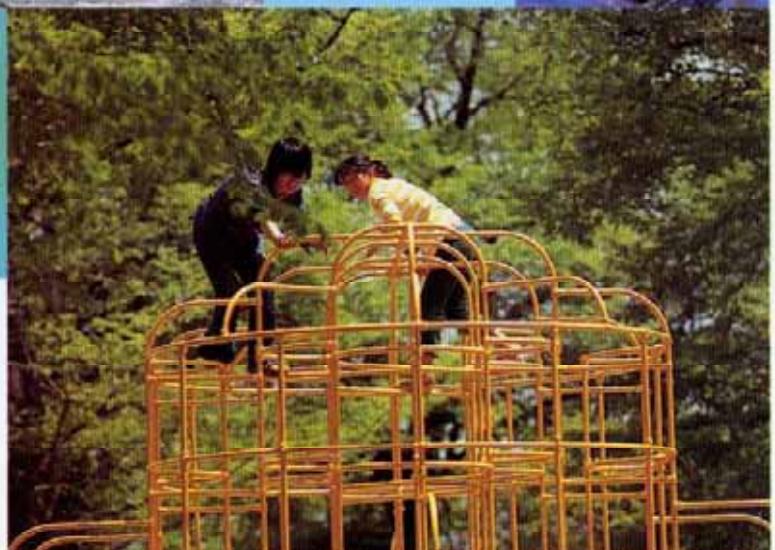


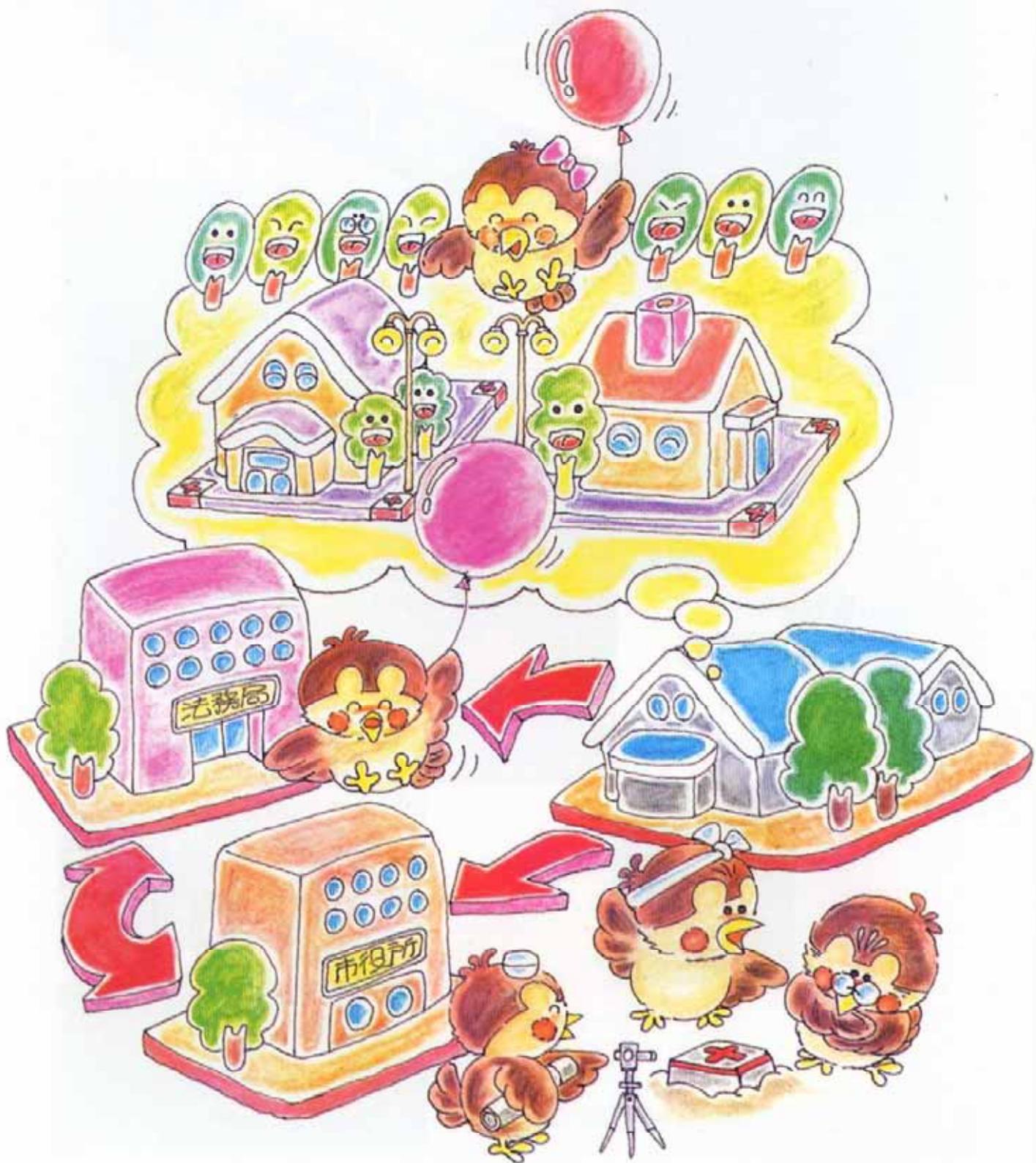


市民の皆さんへ  
地図整備事業の  
あらましと  
お願い



札幌市建設局管理部管理測量課

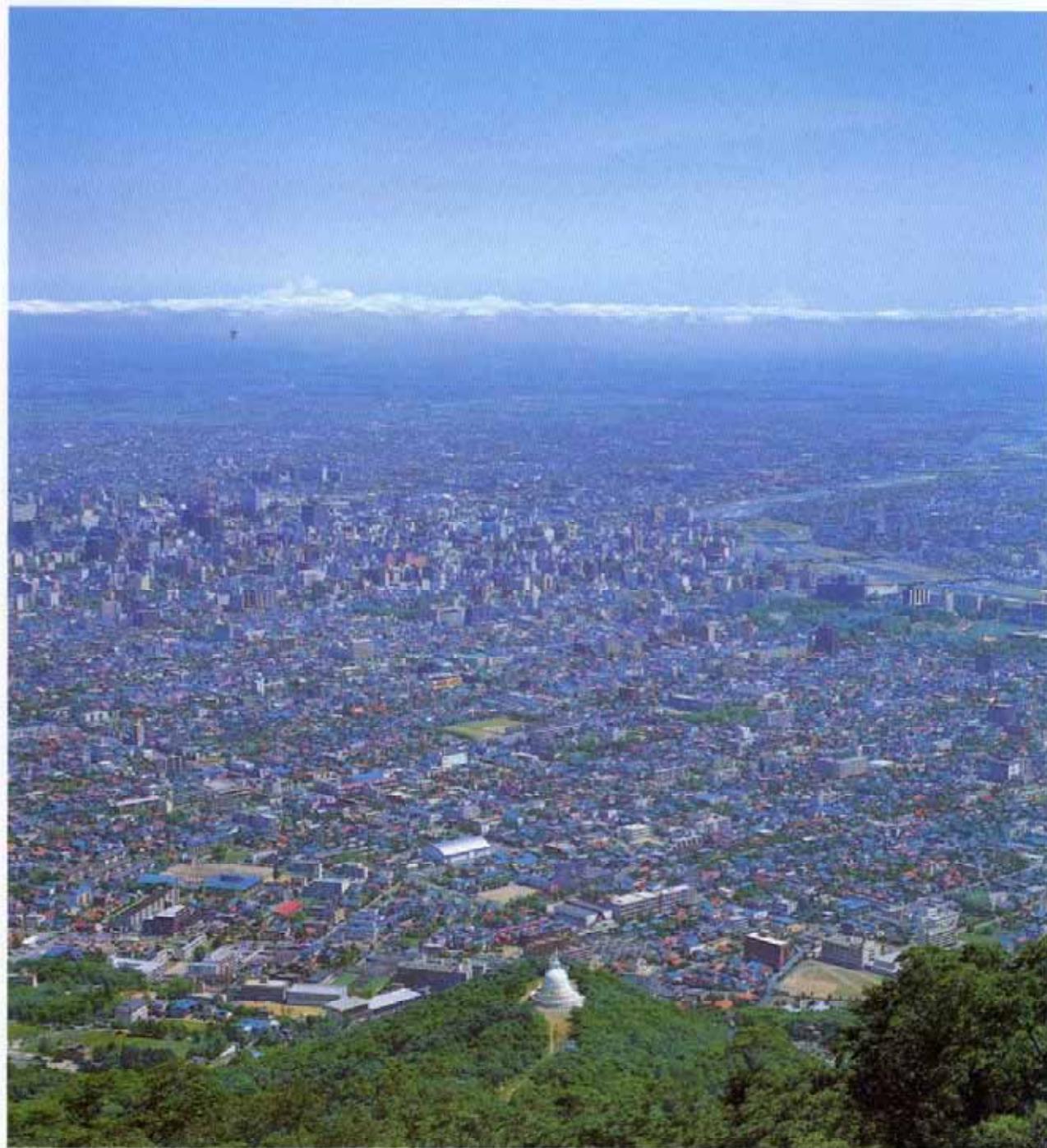
# 皆さんの土地を守り より快適な都市づくりのために



このたび、札幌市では札幌法務局の指導を得ながら公共の土地と皆さんの土地を対象に地図整備事業を行うことになりました。

この事業によって作られる土地の図面(地図)は、いろいろな公共事業などの基礎資料となるほか、皆さんの大切な財産を保護する貴重な資料ともなります。

なお、この事業は地域の皆さんのご協力がなければできない事業であり、私たちの街を“住みやすい街”にするためによろしくご協力をお願いします。



# 1 地図整備事業とは

地図整備事業とは、道路・河川・学校・公園などの公共敷地と、皆さんの所有する土地の実体を明らかにするために不動産登記法による登記簿に記載された内容（所在・地番・地目・所有者・面積）の調査と測量を精密に行い、その調査結果をもとに地図（土地の図面）を作り、不動産登記法の登記簿を直すために、その申請を法務局（登記所）に提出する作業です。



## 2 なぜ地図整備が必要なのか

法務局（登記所）に備え付けの図面や登記簿は私たちの毎日の社会生活に大切な役目を果していますが、長い年月を経るうちに、いろいろな理由により、例えば備え付けの図面と実際に使用している土地の位置が合わなくなっているとか、あるいは備え付けの図面では真っすぐなはずの道路が現地では曲がっているなどの矛盾が生じてきています。そうしますと、

- ① 皆さんの土地（財産）を正しく維持することができず、境界紛争の火種となります。
- ② 道路や下水道工事ができなくなることもあります。
- ③ 災害などで境界くいが消失したり、土地の形状が変わってしまうと、現在の備え付けの図面では正しい境界の復元ができない地域もでてきます。

ですから、広範囲にわたる測量により地図を作り、それぞれの境界を数値（座標）で明らかにしておくなどの対策が必要なのです。

